主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

抗告代理人竹川秀夫の抗告理由について

【要旨】一定の金額を限度とする支払保証委託契約を締結するという方法によって担保を立てることを条件に,仮執行宣言付第1審判決の強制執行を停止する旨の決定に基づき,被告が,金融機関との間で支払保証委託契約を締結するとともに,上記金額と同額の定期預金をしたところ,第三者が,転付命令により,この定期預金払戻請求権を取得した場合において,上記第三者が上記担保の取消しの申立てをすることはできないと解すべきである。これと同旨の原審の判断は,正当として是認することができる。原決定に所論の違法はなく,論旨は採用することができない。よって,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 福田 博 裁判官 北川弘治 裁判官 亀山継夫 裁判官 梶谷 玄 裁判官 滝井繁男)